

## 広島市立大学同窓会クラブ・サークル等交流助成実施要領

### (趣旨)

第1条 本要領は、広島市立大学同窓会会則第13条の規定に基づき、クラブ・サークル等交流助成について必要な事項を定める。

### (目的)

第2条 広島市立大学同窓会正会員が参加する、広島市立大学のクラブ、サークル、ゼミ、研究室等における懇親会、親睦会、交流試合などの交流事業（以下「交流事業」という。）に対する助成を行うことにより、同窓会員の交流を促進し、同窓会員としての意識の醸成と喚起を図る。

### (助成内容)

第3条 5名以上の広島市立大学同窓会正会員が参加する交流事業に対して、交流事業実施代表者からの申請及び請求に基づき、参加者1名につき500円の助成金を支給する。

2 助成金は、請求のあった年度の予算の範囲内で支給することとし、有効な請求手続が早く行われた交流事業から優先的に支給する。

3 助成金の支給は、1交流事業について、年1回限りとする。事業名称等が異なっても、実質的に同一の交流事業とみなされる事業に対しては、1年間に複数回の助成金支給は行わない。

### (特別助成)

第4条 前条の規定にかかわらず、総会で承認された場合には、特別助成を実施することができる。

2 特別助成について必要な事項は別に定める。

### (手続)

第5条 交流事業の開催にあたり助成金の支給を受けようとする者は、所定の様式により助成金の支給申請をした上で、交流事業の実施後30日以内に、所定の様式に開催事実を証する書類（経費の領収書等）、出席者名簿及び同窓会ホームページ等に掲載用の写真（集合写真等）を添えて、助成金の請求を行わなければならない。

### (委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、クラブ・サークル等交流助成について必要な事項は、会長が定める。

### 附 則

1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。